

— 申請書類の補正について —

申請書類に不備がある場合には、**令和3年7月30日(金)まで**に、以下の手法により補正してください。

なお、不備等の補正が完了しない場合は、申請を不受理としますので御注意ください。

補正書類の種類	提出方法	留意事項
押印が必要な書類	原本を郵送	令和3年7月30日(金) 当日消印有効。
押印の必要がない書類 写しの提出でよい書類	電子メールによる送信	<ul style="list-style-type: none">• keiyaku@city.koriyama.lg.jp宛てにPDFデータを送信。• タイトルは「【補正書類：(申請区分)】(会社名)」とすること。 <p>[例] 【補正書類：建設工事】株式会社こおりやま</p> <ul style="list-style-type: none">• 令和3年7月30日(金) 午後11時59分までに送信されたものを有効とする。
	FAXによる送信	<ul style="list-style-type: none">• 本手引きP.2にあるFAX番号宛てに送信。• 令和3年7月30日(金) 午後11時59分までに受信したものを有効とする。
	郵送	<ul style="list-style-type: none">• 令和3年7月30日(金) 当日消印有効。